

児童ポルノの取得・所持の禁止 論点レジュメ

H22.11.17

1 児童ポルノの定義

(1) 対象児童年齢

- ・ 18歳未満（児童ポルノ規制法）
- ・ 16歳未満（女兒の結婚年齢）
- ・ 15歳未満（中学生以下）
- ・ 13歳未満（刑法の強制わいせつ・強姦、奈良県条例）

(2) 規制対象画像

画像形態

- ・ 性交又は性交類似行為に係る児童の姿態
- ・ 性器等を触る行為に係る児童の姿態
- ・ 衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態（単なる裸、水着等）

犯罪行為

- ・ 刑法犯（強制わいせつ、強姦）

（強制わいせつ）

第176条 13歳以上の男女に対し、暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした者は、6月以上10年以下の懲役に処する。13歳未満の男女に対し、わいせつな行為をした者も、同様とする。

（強姦）

第177条 暴行又は脅迫を用いて13歳以上の女子を姦淫した者は、強姦の罪とし、3年以上の有期懲役に処する。13歳未満の女子を姦淫した者も、同様とする。

- ・ 児童福祉法違反（淫行）

（禁止行為）

第34条 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

一～五 （略）

六 児童に淫行をさせる行為

2 規制内容

(1) 取得・所持の範囲

- ・ 正当な理由の有無（職業上行う場合など）

(2) 規制方法

- ・ 単なる禁止（罰則なし）
- ・ 直罰
- ・ 廃棄命令

(3) 罰 則

- ・ 30万円以下の罰金又は拘留、科料（奈良県条例）
- ・ 2年以下の懲役又は100万円以下の罰金（地方自治法14条：罰則の上限）

3 適用上の注意

- ・ 権利の不当侵害、本来の目的を逸脱した濫用の禁止